

| | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年6月9日 |
| 【発行者名】 | パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 秋 元 正 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル |
| 【事務連絡者氏名】 | 植村 吉二 |
| 【電話番号】 | 03（5208）5806 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | パインブリッジ／ひろぎん日本株式CSRファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 上限1,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

愛称として「クラスG」という名称を使用する場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額として表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

なお、収益分配金を再投資する場合には申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

1万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料を差し引いた残額で当ファンドの受益権を取得することになります。

申込単位は販売会社が定めますので、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（ 7 ） 【 申込期間 】

平成23年6月10日（金）から平成24年6月8日（金）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

株式会社広島銀行 本店所在地：広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

（以下「販売会社」ということがあります。）

前記の本・支店等において申込みをお取扱いしますが、一部の支店等ではお取扱いを行わない場合がありますので、当該店でご確認ください。

（ 9 ） 【 払込期日 】

取得申込者は、販売会社の指定する期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込金額とは、取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

申込金額は、お申込みをした販売会社にお支払いください。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

（ 12 ） 【 その他 】

受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中における毎営業日受け付けます。

取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。なお、取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受け付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。（すでに取引口座をお持ちの方を除きます）

当ファンドは累積投資専用です。取得申込者は、販売会社との間で累積投資約款にしたがい収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結していただきます。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|----------------|--------|---------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産（ ） |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|---|--------------|---------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル |
| | 年2回 | 日本 |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） | 年4回 | 北米 |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 |
| | 年12回 (毎月) | アジア |
| 不動産投信 | 日々 | オセアニア |
| その他資産（ ） | 日々 | 中南米 |
| 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型 | 日々 | アフリカ |
| | その他 () | 中近東（中東） |
| | | エマージング |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類・属性区分の定義>

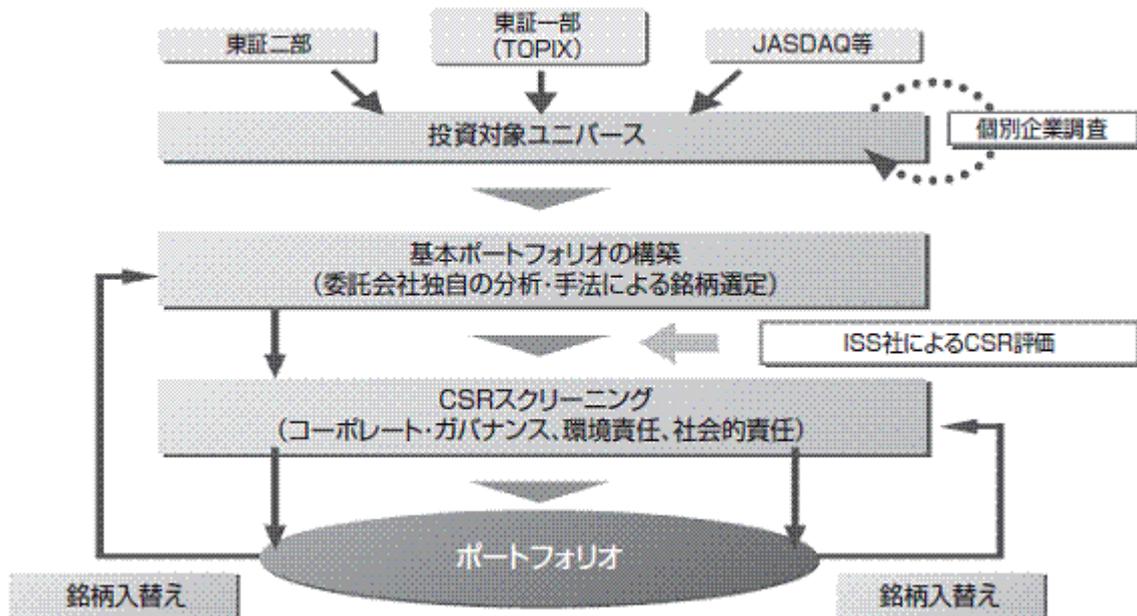
- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・国内・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式 一般・・・目論見書または信託約款において、実質的に株式（株式 一般...大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年2回・・・目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・日本・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

ファンドの特色

- 1) わが国の取引所上場株式を主要投資対象とし、委託会社独自の手法に基づき基本ポートフォリオを構築します。最終的な投資銘柄の選定にあたっては、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) の取組みに着目し、CSR評価の相対的に高い企業に投資します。なお、CSR評価にあたっては、ISS社の調査情報を参考にします。

< 銘柄選定及び運用プロセス >



定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。

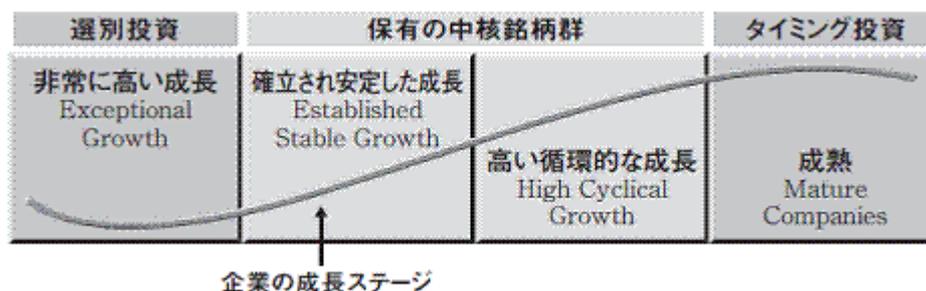
投資対象ユニバースから、委託会社独自の分析・手法に基づき、企業の成長性と株価の割安性の両面から分析を行い、基本ポートフォリオを構築します。企業の成長性、割安性の分析にあたっては、企業の利益の成長ステージを4つのカテゴリーに区分して分析を行います。各カテゴリーに分類された銘柄群に対して個別銘柄リサーチを行い、独自のバリュエーション分析に基づく株価判断を行います。

・各成長ステージに応じた分析ポイント

非常に高い成長　　ビジネスプランの優劣の見極めが重要

確立され安定した成長 / 高い循環的な成長　　投資時期の適切さ (GARP)

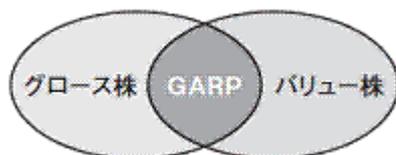
成熟　　割安性と株価が上昇した際のトリガーの設定が重要



GARPとは？

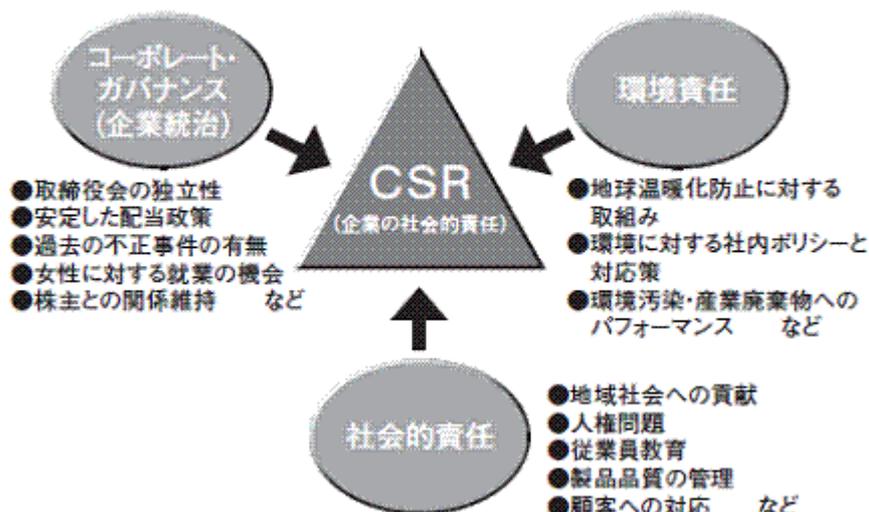
Growth at Reasonable Priceの略。

グロース株（成長株）、バリュー株（割安株）に特化しない銘柄選定方法。企業の成長力に注目しつつ、割安な銘柄を重点的に投資する考え方。

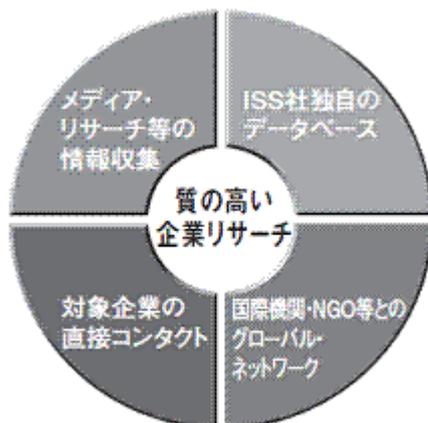


基本ポートフォリオに対し、CSRの観点から調査、分析を行い、相対的に優位にある銘柄を選別して最終的な投資対象銘柄を決定します。なお、CSR評価にあたっては、ISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に行います。（CSRとは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）、環境責任、社会的責任の3本柱となる理念を重要視する概念を指します。）

・ CSR投資の3本柱と評価項目



・ ISS社の調査分析手法



ISS社は、コーポレート・ガバナンスの調査・分析や議決権行使サービスを提供する世界でトップレベルの調査会社です。世界各国でコーポレート・ガバナンス、議決権行使、CSR等のリサーチを行っています。

ポートフォリオ構築後は、銘柄選定プロセスに沿った見直しを定期的に行う予定ですが、CSR評価に大きく影響する事項が組入銘柄に生じた場合等、不定期に銘柄入替等を行う場合があります。

A) ポートフォリオに組入れた後、バリュエーション（株価水準等）やファンダメンタルズ（業績等）の変化が生じた場合には、組入銘柄の入替えを行います。

B) ポートフォリオに組入れた後、不祥事やスキャンダルの発覚等により、CSR評価に大きな変化が生じた場合には、組入銘柄の入替えを行います。

2) 委託会社は、收受した委託者報酬のうち一定額を、世界文化遺産保護、地球環境保護、地域産業育成、まちづくり、地域住民支援等を目的として社会貢献活動を行っている非営利団体、公益信託等の募金・基金等に寄付を行います。

寄付金額は、信託財産の純資産総額の年率0.5%相当額とし、寄付先・寄付金額等については運用報

告書で受益者に報告します。なお、寄付先・寄付金額等は変更されることがあります。

委託会社は、第12期（平成23年3月10日決算）において、当ファンドより収受した委託者報酬の中から後記の6団体への寄付を行いました。なお、寄付総額（650,214円）は、委託会社が当該期中に収受した委託者報酬のうち、信託財産の純資産総額の年率0.5%に相当します。

< 寄付先の概要 >

| 名称（順不同） | 寄付先の概要 | 寄付金額 |
|------------------------------|---|----------|
| 社団法人 日本ユネスコ協会連盟 世界遺産募金 | 地球と人類の過去から引き継がれた宝物「世界遺産」を、さらに未来の世代に継承していくために、日本国内14カ所の世界遺産を始め、さまざまな世界遺産の保護保全支援や、『ユネスコ世界遺産年報』の発行などを通じた普及広報活動を行っています。 | 108,369円 |
| 財団法人 日本盲導犬協会 | 盲導犬の育成によって視覚障害者の社会参加を促進し、盲人福祉の増進に寄与することを目的とし、盲導犬訓練施設の設置運営、盲導犬歩行指導員などの養成を行っています。 | 108,369円 |
| 財団法人 ひろしま産業振興機構 | 県内産業の発展のため、産学官連携による新技術・新製品開発や、創業・新事業展開、経営革新、経営基盤の強化、国際ビジネスの支援などを行っています。 | 108,369円 |
| 公益信託 広島市まちづくり活動 支援基金 | 社会的な課題の解決と市民活動の能力の向上を図るとともに、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進し、もっと豊かで活力のある成熟した市民活動の実現を目指している基金です。 | 108,369円 |
| ひろしま地球環境 フォーラム | 広島県の県民・団体・事業者・行政が相互に連携しながら、環境にやさしい地域づくりを協働して進め、環境と経済が調和した活力ある地球環境保全型社会の創出に寄与することを目的として、設立された環境保全推進組織です。 | 108,369円 |
| 公益財団法人 ひろしま美術館 | 広島が平和文化都市の建設を目指して戦後の復興の道を歩んできたなかで、原爆犠牲者の方々への鎮魂の祈りと平和への願いをもとに建設された美術館です。 | 108,369円 |
| 合計 | - | 650,214円 |

（注）上記は、第12期にかかる委託者報酬の中から寄付した団体であり、第13期以降においても、上記団体に寄付を行うとは限りません。

資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

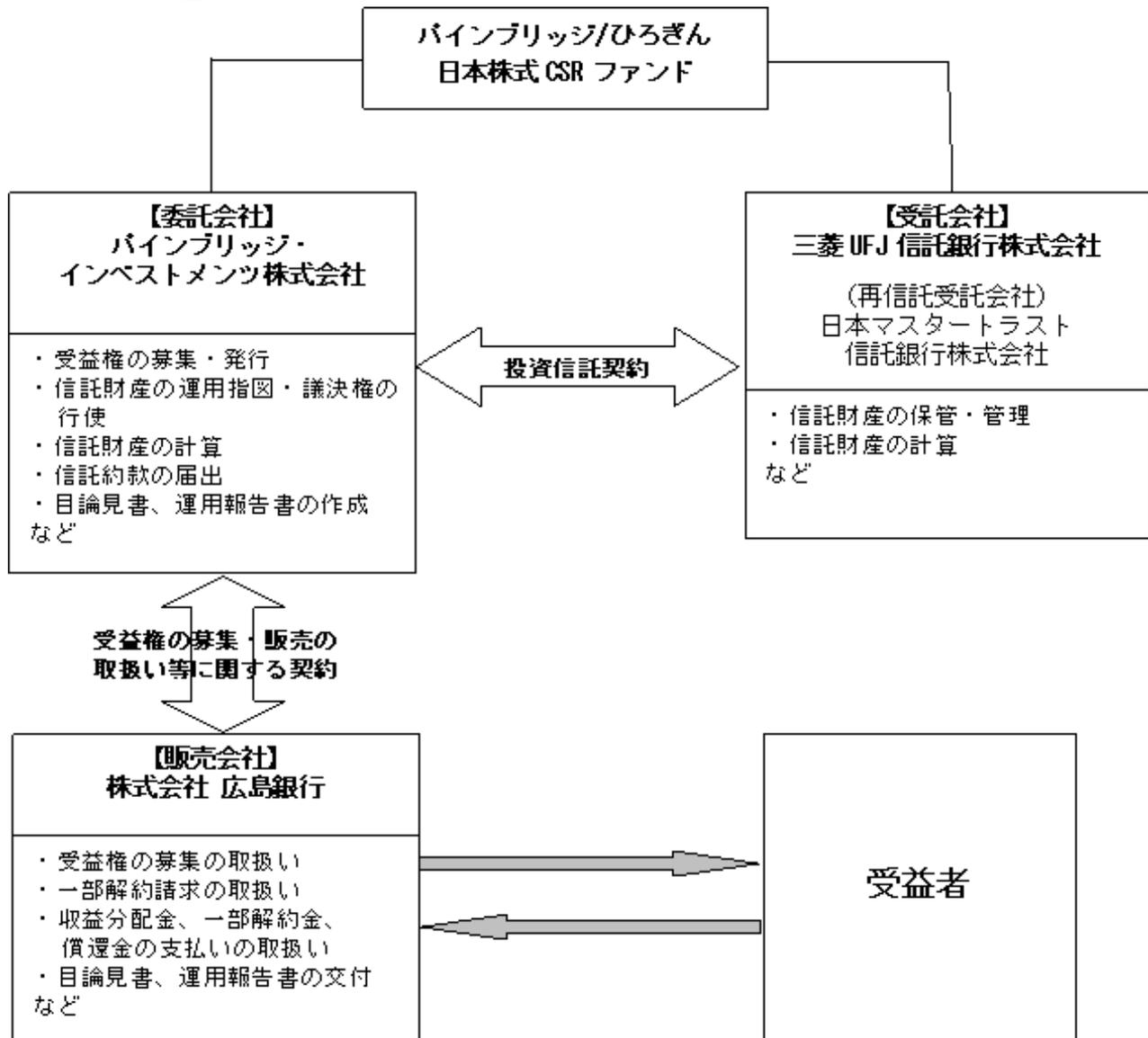
（２）【ファンドの沿革】

平成17年 4月28日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG/ひろぎん 日本株式CSRファンド」から「パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

・ 資本金の額 2,150,000,000円（平成23年4月末日現在）

・ 会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成9年2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社（AIG投信投資顧問株式会社）に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成23年4月末日現在）

| 株主名 | 住 所 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------------------|--|---------|------|
| PineBridge Investment Holdings B.V. | Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands | 41,000株 | 100% |

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

主要投資対象

わが国の取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

1) 定量的スクリーニングにより抽出した大型株を中心に、定量的スクリーニングと定性的スクリーニングにより抽出した中小型株を加え、投資対象ユニバースを構成します。

2) 投資対象ユニバースから、委託会社独自の分析、手法に基づき、企業の成長性と株価の割安性の両面から分析を行い、基本ポートフォリオを構築します。

1. 企業の成長性、割安性の分析にあたっては、企業の利益の成長ステージを4つのカテゴリー（非常に高い成長 [Exceptional Growth]、確立され安定した成長 [Established Stable Growth]、高い循環的な成長 [High Cyclical Growth]、成熟 [Mature Companies]）に区分して分析を行います。

2. 各カテゴリーに分類された銘柄群に対して個別銘柄リサーチを行い、独自のバリュエーション分析に基づく株価判断を行います。

3) 基本ポートフォリオに対し、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点から調査、分析を行い、相対的に優位にある銘柄を選別して最終的な投資対象銘柄を決定します。なお、CSR評価にあたっては、ISS（Institutional Shareholder Services）社が調査・分析を行い提供される情報を参考に行います。

4) ポートフォリオ構築後は、前記の銘柄選定プロセスに沿った見直しを定期的に行う予定ですが、CSR評価に大きく影響する事項が組入銘柄に生じた場合等、不定期に銘柄入替等を行う場合があります。

5) 株式への投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。

資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、）

ハ. 金銭債権（イ.ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限り、また、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付

社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、および13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券、および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

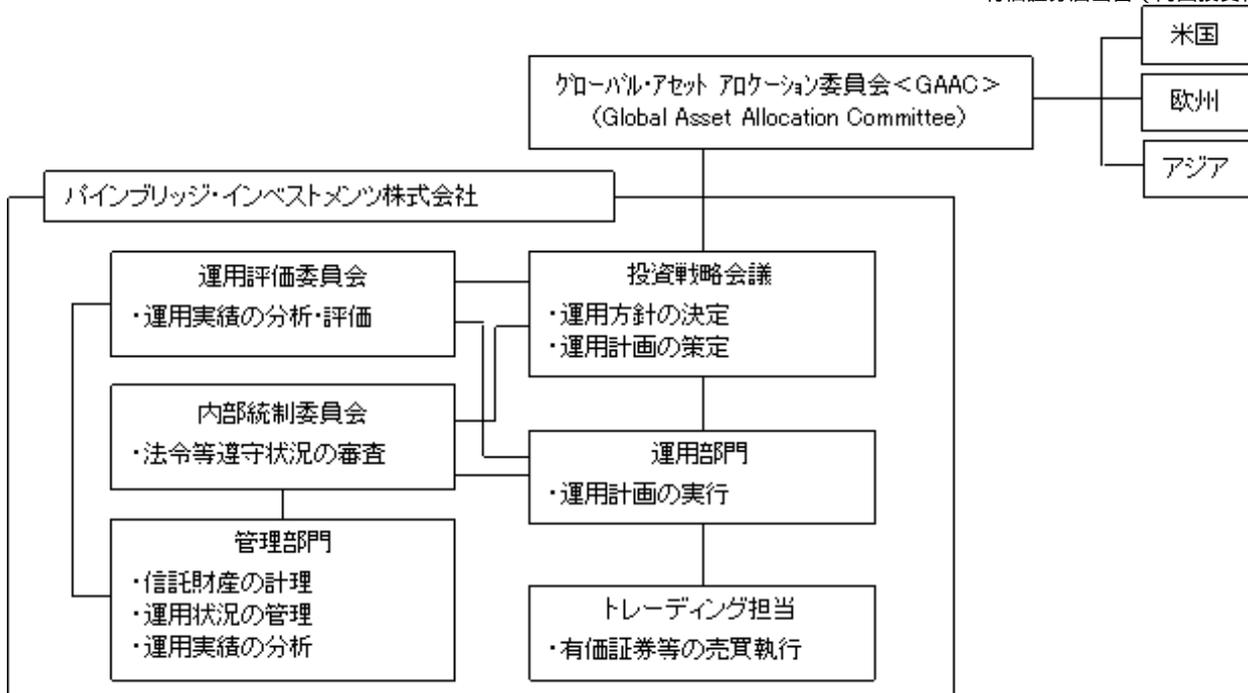
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

- ・委託会社の運用体制



1) グローバル・アセット アロケーション委員会 (Global Asset Allocation Committee(GAAC))

- ・世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
- ・毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。
- ・定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2) 運用計画の決定と実行

- ・月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。
- ・運用部門（18名）ファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し運用を実行します。
- ・有価証券等の売買はトレーディング担当（2名）において執行されます。

3) パフォーマンスの評価とリスク管理

- ・運用評価部（3名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・コンプライアンス部（5名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4) ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社は、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成23年4月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(4) 【配分方針】

年2回の決算時（原則として3月10日および9月10日、休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づいて配分を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。なお、収益分配金は、別に定める契約に基づき、原則として決算日の基準価額で当ファンドに再

投資されます。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

- 1) 委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 2) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 3) 受託会社は、前記2)の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

・信託約款に定める投資制限

株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建て資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総

額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、また、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

・法令等による投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である株式は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

CSR評価の採用に関わるリスク

・CSR評価変動のリスク

当ファンドではCSR評価の調査分析において定評の高いISS社の調査情報に基づいて最終的な投資銘柄を決定しますが、事前に知り得ることができない情報の発覚などにより、CSR評価が著しく変化する可能性があります。一般的に不祥事などの発覚後には株価が大きく下落する傾向があり、この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

・CSR評価が株価の評価に反映されないリスク

CSRが企業評価の新しい「投資尺度」として定着しつつありますが、CSRは企業を評価する一つの基準に過ぎず、その他の要因によってのみ株価が変動する可能性もあり、必ずしも株価上昇効果をもたらす材料にはならないことがあります。また、CSR評価が高い銘柄であっても、株価が下落する場合があります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年2回の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

8. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ）

なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はありません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜年1.8%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

| | |
|------|----------------|
| 信託報酬 | 1.890%（税抜1.8%） |
| 委託会社 | 1.260%（税抜1.2%） |
| 販売会社 | 0.525%（税抜0.5%） |
| 受託会社 | 0.105%（税抜0.1%） |

委託会社の受取る報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

委託会社の受取る報酬のうち、信託財産の純資産総額の0.5%相当額は、ファンドの特色に記載の方針に基づき、非営利団体、公益信託等の募金・基金等への寄付金に充てられます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する額、および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

(1)～(4)の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは

20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度・配当控除が適用されます。

1．個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数支店等で取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2．特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成23年4月末現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年4月28日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|----|-------------|---------|
| 株式 | 日本 | 234,643,100 | 97.62 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 5,720,459 | 2.38 |
| 合計(純資産総額) | | 240,363,559 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位30銘柄(平成23年4月28日現在)

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|----|-------------------|---------|--------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 3,500 | 3,400.00 | 11,900,000 | 3,190 | 11,165,000 | 4.65 |
| 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 4,300 | 2,210.00 | 9,503,000 | 2,179 | 9,369,700 | 3.90 |
| 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 情報・通信業 | 60 | 154,000.00 | 9,240,000 | 149,300 | 8,958,000 | 3.73 |
| 日本 | 株式 | 小松製作所 | 機械 | 3,100 | 2,597.40 | 8,051,968 | 2,840 | 8,804,000 | 3.66 |
| 日本 | 株式 | 東レ | 繊維製品 | 14,000 | 607.00 | 8,498,000 | 595 | 8,330,000 | 3.47 |
| 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 600 | 12,910.35 | 7,746,211 | 13,450 | 8,070,000 | 3.36 |
| 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 900 | 8,420.00 | 7,578,000 | 8,890 | 8,001,000 | 3.33 |
| 日本 | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 20,600 | 442.00 | 9,105,200 | 387 | 7,972,200 | 3.32 |
| 日本 | 株式 | 国際石油開発帝石 | 鉱業 | 12 | 614,860.75 | 7,378,329 | 616,000 | 7,392,000 | 3.08 |
| 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 1,700 | 4,525.00 | 7,692,500 | 4,305 | 7,318,500 | 3.04 |
| 日本 | 株式 | 村田製作所 | 電気機器 | 1,200 | 5,665.03 | 6,798,045 | 5,850 | 7,020,000 | 2.92 |
| 日本 | 株式 | アシックス | その他製品 | 6,000 | 1,126.00 | 6,756,000 | 1,168 | 7,008,000 | 2.92 |
| 日本 | 株式 | キヤノン | 電気機器 | 1,800 | 3,647.79 | 6,566,022 | 3,800 | 6,840,000 | 2.85 |
| 日本 | 株式 | 東京瓦斯 | 電気・ガス業 | 19,000 | 366.99 | 6,972,890 | 359 | 6,821,000 | 2.84 |
| 日本 | 株式 | ダイハツ工業 | 輸送用機器 | 5,000 | 1,256.96 | 6,284,821 | 1,301 | 6,505,000 | 2.71 |
| 日本 | 株式 | 丸紅 | 卸売業 | 11,000 | 589.49 | 6,484,441 | 586 | 6,446,000 | 2.68 |
| 日本 | 株式 | 住友商事 | 卸売業 | 5,600 | 1,196.00 | 6,697,600 | 1,107 | 6,199,200 | 2.58 |
| 日本 | 株式 | 日本電産 | 電気機器 | 800 | 7,450.00 | 5,960,000 | 7,040 | 5,632,000 | 2.34 |
| 日本 | 株式 | ナブテスコ | 機械 | 2,700 | 2,001.71 | 5,404,629 | 2,044 | 5,518,800 | 2.30 |
| 日本 | 株式 | しまむら | 小売業 | 700 | 7,980.00 | 5,586,000 | 7,570 | 5,299,000 | 2.20 |
| 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 1,300 | 3,943.79 | 5,126,929 | 3,920 | 5,096,000 | 2.12 |
| 日本 | 株式 | 旭化成 | 化学 | 9,000 | 548.80 | 4,939,204 | 554 | 4,986,000 | 2.07 |
| 日本 | 株式 | 横浜銀行 | 銀行業 | 12,000 | 427.00 | 5,124,000 | 400 | 4,800,000 | 2.00 |
| 日本 | 株式 | 宇部興産 | 化学 | 17,000 | 257.70 | 4,381,022 | 257 | 4,369,000 | 1.82 |
| 日本 | 株式 | 昭和シェル石油 | 石油・石炭製品 | 4,700 | 835.99 | 3,929,191 | 880 | 4,136,000 | 1.72 |
| 日本 | 株式 | アイシン精機 | 輸送用機器 | 1,400 | 3,015.00 | 4,221,000 | 2,849 | 3,988,600 | 1.66 |
| 日本 | 株式 | クボタ | 機械 | 5,000 | 813.32 | 4,066,604 | 770 | 3,850,000 | 1.60 |
| 日本 | 株式 | 神戸製鋼所 | 鉄鋼 | 18,000 | 207.00 | 3,726,000 | 199 | 3,582,000 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | マキタ | 機械 | 900 | 3,563.39 | 3,207,059 | 3,705 | 3,334,500 | 1.39 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|------|-----|----------|-----------|-------|-----------|------|
| 日本 | 株式 | リンナイ | 金属製品 | 600 | 5,040.00 | 3,024,000 | 5,330 | 3,198,000 | 1.33 |
|----|----|------|------|-----|----------|-----------|-------|-----------|------|

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別および業種別比率(平成23年4月28日現在)

| 種類別および業種別 | | 投資比率(%) |
|-----------|---------|---------|
| 株式 | 電気機器 | 17.42 |
| | 卸売業 | 10.41 |
| | 輸送用機器 | 10.31 |
| | 機械 | 8.95 |
| | 化学 | 7.74 |
| | 情報・通信業 | 6.32 |
| | 銀行業 | 5.83 |
| | 小売業 | 4.12 |
| | 繊維製品 | 3.47 |
| | 電気・ガス業 | 3.46 |
| | 鉱業 | 3.08 |
| | 精密機器 | 2.95 |
| | その他製品 | 2.92 |
| | 鉄鋼 | 2.37 |
| | 医薬品 | 2.12 |
| | 石油・石炭製品 | 1.72 |
| | 金属製品 | 1.33 |
| サービス業 | 1.18 | |
| 非鉄金属 | 1.12 | |
| 建設業 | 0.81 | |
| 計 | | 97.62 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額（円） | | 基準価額（円） | |
|-----------------------|----------|-------------|---------|--------|
| 第1期末 （平成17年9月12日） | （分配付） | 194,386,382 | （分配付） | 11,819 |
| | （分配落） | 186,162,992 | （分配落） | 11,319 |
| 第2期末 （平成18年3月10日） | （分配付） | 611,017,503 | （分配付） | 14,419 |
| | （分配落） | 568,641,324 | （分配落） | 13,419 |
| 第3期末 （平成18年9月11日） | （分配付） | 699,320,462 | （分配付） | 12,910 |
| | （分配落） | 645,152,372 | （分配落） | 11,910 |
| 第4期末 （平成19年3月12日） | （分配付） | 736,591,820 | （分配付） | 12,871 |
| | （分配落） | 679,364,527 | （分配落） | 11,871 |
| 第5期末 （平成19年9月10日） | （分配付） | 581,358,723 | （分配付） | 11,076 |
| | （分配落） | 555,115,746 | （分配落） | 10,576 |
| 第6期末 （平成20年3月10日） | （分配付） | 418,737,207 | （分配付） | 8,196 |
| | （分配落） | 418,737,207 | （分配落） | 8,196 |
| 第7期末 （平成20年9月10日） | （分配付） | 398,007,658 | （分配付） | 8,059 |
| | （分配落） | 398,007,658 | （分配落） | 8,059 |
| 第8期末 （平成21年3月10日） | （分配付） | 236,965,349 | （分配付） | 4,816 |
| | （分配落） | 236,965,349 | （分配落） | 4,816 |
| 第9期末 （平成21年9月10日） | （分配付） | 319,010,337 | （分配付） | 6,534 |
| | （分配落） | 319,010,337 | （分配落） | 6,534 |
| 第10期末 （平成22年3月10日） | （分配付） | 282,381,761 | （分配付） | 6,581 |
| | （分配落） | 282,381,761 | （分配落） | 6,581 |
| 第11期末 （平成22年9月10日） | （分配付） | 234,253,521 | （分配付） | 5,610 |
| | （分配落） | 234,253,521 | （分配落） | 5,610 |
| 第12期末 （平成23年3月10日） | （分配付） | 256,802,371 | （分配付） | 6,416 |
| | （分配落） | 256,802,371 | （分配落） | 6,416 |
| 平成22年4月末 | | 294,713,383 | | 7,044 |
| 5月末 | | 259,202,259 | | 6,195 |
| 6月末 | | 241,028,234 | | 5,761 |
| 7月末 | | 242,794,228 | | 5,798 |
| 8月末 | | 225,596,931 | | 5,404 |
| 9月末 | | 235,994,075 | | 5,688 |
| 10月末 | | 233,046,516 | | 5,645 |
| 11月末 | | 243,000,792 | | 5,984 |
| 12月末 | | 251,635,591 | | 6,203 |
| 平成23年1月末 | | 255,861,359 | | 6,329 |
| 2月末 | | 262,558,152 | | 6,561 |
| 3月末 | | 244,778,832 | | 6,171 |
| 4月末 | | 240,363,559 | | 6,087 |

【分配の推移】

| 期 間 | | 1万口当たりの分配金 |
|------|------------------------------|------------|
| 第1期 | 自 平成17年4月28日 至 平成17年9月12日 | 500円 |
| 第2期 | 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日 | 1,000円 |
| 第3期 | 自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日 | 1,000円 |
| 第4期 | 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日 | 1,000円 |
| 第5期 | 自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日 | 500円 |
| 第6期 | 自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日 | 0円 |
| 第7期 | 自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日 | 0円 |
| 第8期 | 自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日 | 0円 |
| 第9期 | 自 平成20年3月11日 至 平成21年9月10日 | 0円 |
| 第10期 | 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日 | 0円 |
| 第11期 | 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 0円 |
| 第12期 | 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 | 0円 |

【収益率の推移】

| 期 間 | | 収益率 |
|------|------------------------------|-------|
| 第1期 | 自 平成17年4月28日 至 平成17年9月12日 | 18.2% |
| 第2期 | 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日 | 27.4% |
| 第3期 | 自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日 | 3.8% |
| 第4期 | 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日 | 8.1% |
| 第5期 | 自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日 | 6.7% |
| 第6期 | 自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日 | 22.5% |
| 第7期 | 自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日 | 1.7% |
| 第8期 | 自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日 | 40.2% |
| 第9期 | 自 平成20年3月11日 至 平成21年9月10日 | 35.7% |
| 第10期 | 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日 | 0.7% |
| 第11期 | 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 14.8% |
| 第12期 | 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 | 14.4% |

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末分配付基準価額} - \text{前期末分配落基準価額}) \div \text{前期末分配落基準価額} \times 100$$

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|------|--------------|-------------|-------------|
| 第1期 | 自 平成17年4月28日 | 186,416,330 | 21,948,518 |
| | 至 平成17年9月12日 | | |
| 第2期 | 自 平成17年9月13日 | 321,565,192 | 62,271,210 |
| | 至 平成18年3月10日 | | |
| 第3期 | 自 平成18年3月11日 | 183,202,515 | 65,283,409 |
| | 至 平成18年9月11日 | | |
| 第4期 | 自 平成18年9月12日 | 214,598,505 | 184,006,472 |
| | 至 平成19年3月12日 | | |
| 第5期 | 自 平成19年3月13日 | 76,825,695 | 124,239,087 |
| | 至 平成19年9月10日 | | |
| 第6期 | 自 平成19年9月11日 | 32,898,796 | 46,855,198 |
| | 至 平成20年3月10日 | | |
| 第7期 | 自 平成20年3月11日 | 7,521,381 | 24,561,055 |
| | 至 平成20年9月10日 | | |
| 第8期 | 自 平成20年9月11日 | 4,288,796 | 6,125,022 |
| | 至 平成21年3月10日 | | |
| 第9期 | 自 平成21年3月11日 | 5,578,294 | 9,377,861 |
| | 至 平成21年9月10日 | | |
| 第10期 | 自 平成21年9月11日 | 2,837,893 | 61,984,744 |
| | 至 平成22年3月10日 | | |
| 第11期 | 自 平成22年3月11日 | 3,136,669 | 14,672,529 |
| | 至 平成22年9月10日 | | |
| 第12期 | 自 平成22年9月11日 | 5,838,383 | 23,153,261 |
| | 至 平成23年3月10日 | | |

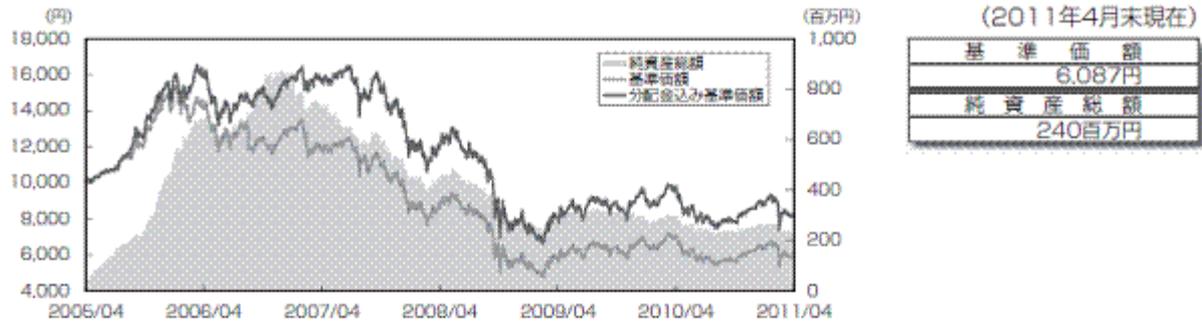
(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

基準価額・純資産の推移

(設定日～2011年4月末)



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

| | | | | | |
|---------|----|---------|----|---------|--------|
| 2011年3月 | 0円 | 2010年3月 | 0円 | 2009年3月 | 0円 |
| 2010年9月 | 0円 | 2009年9月 | 0円 | 設定累計 | 4,000円 |

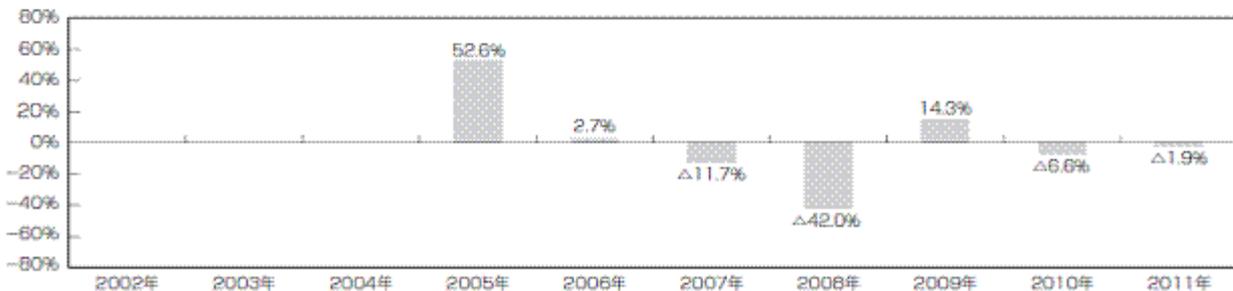
主要な資産の状況

(2011年4月末現在)

| 国名 | 銘柄名 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|------------------|--------|---------|
| 日本 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 4.65 |
| 日本 | 三菱商事 | 卸売業 | 3.90 |
| 日本 | エヌ・ティ・ティ・コム | 情報・通信業 | 3.73 |
| 日本 | 小松製作所 | 機械 | 3.66 |
| 日本 | 豊レ | 織物製品 | 3.47 |
| 日本 | ファナック | 電気機器 | 3.36 |
| 日本 | 京セラ | 電気機器 | 3.33 |
| 日本 | 三菱UFJフィナンシャルグループ | 銀行業 | 3.32 |
| 日本 | 国際石油開発帝石 | 鉱業 | 3.08 |
| 日本 | 日東電工 | 化学 | 3.04 |

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2005年は設定日(4月28日)から年末まで、2011年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：平成23年6月10日（金）から平成24年6月8日（金）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

申込単位は、1万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

前記の申込単位は申込手数料を含んだ金額です。取得申込者は、取得申込時に指定した金額から申込手数料を差し引いた残額で当ファンドの受益権を取得することになります。

申込単位は販売会社が定めますので、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が独自に定める申込手数料を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

解約単位は販売会社が定めますので、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。受益者が一部解約の実行請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することができます。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益

権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして算出された価額とします。

一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の基準価額とします。一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解約代金のお支払いは、原則として、解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入株式の評価は、原則として計算日における取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了をご参照ください。）

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月11日から9月10日、および9月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- 二) 前記八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- へ) 前記八)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記八)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3)信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 3) 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.から5.までの規定にしたがいます。
- 4) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 5) 反対者の買取請求権
- ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社

に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用状況の報告

委託会社は、原則として毎決算時（3月および9月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3カ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）について、原則として税引き後、決算日の翌営業日に自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成22年3月11日から平成22年9月10日まで）及び第12期計算期間（平成22年9月11日から平成23年3月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第11期 (平成22年9月10日現在) | 第12期 (平成23年3月10日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 6,949,648 | 13,193,040 |
| 株式 | 229,747,600 | 245,918,100 |
| 未収配当金 | 52,500 | 32,000 |
| 未収利息 | 15 | 25 |
| 流動資産合計 | 236,749,763 | 259,143,165 |
| 資産合計 | 236,749,763 | 259,143,165 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 138,682 | 130,048 |
| 未払委託者報酬 | 2,357,560 | 2,210,746 |
| 流動負債合計 | 2,496,242 | 2,340,794 |
| 負債合計 | 2,496,242 | 2,340,794 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 417,544,961 | 400,230,083 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 183,291,440 | 143,427,712 |
| （分配準備積立金） | 2,983,566 | 4,959,909 |
| 元本等合計 | 234,253,521 | 256,802,371 |
| 純資産合計 | 234,253,521 | 256,802,371 |
| 負債純資産合計 | 236,749,763 | 259,143,165 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第11期 | 第12期 |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 1,803,450 | 2,375,800 |
| 受取利息 | 2,092 | 1,853 |
| 有価証券売買等損益 | 39,714,829 | 32,944,707 |
| その他収益 | 111 | 64 |
| 営業収益合計 | 37,909,176 | 35,322,424 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 138,682 | 130,048 |
| 委託者報酬 | 2,357,560 | 2,210,746 |
| 営業費用合計 | 2,496,242 | 2,340,794 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 40,405,418 | 32,981,630 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 40,405,418 | 32,981,630 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 40,405,418 | 32,981,630 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 64,662 | 1,202,149 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 146,699,060 | 183,291,440 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,016,509 | 10,159,267 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 5,016,509 | 10,159,267 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,138,809 | 2,075,020 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,138,809 | 2,075,020 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 183,291,440 | 143,427,712 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第11期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 第12期 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 |
|-----------------|---|--------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。 | 株式 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第11期 (平成22年9月10日現在) | 第12期 (平成23年3月10日現在) |
|---------------------|---|---|
| 1. 期首元本額 | 429,080,821円 | 417,544,961円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,136,669円 | 5,838,383円 |
| 期中一部解約元本額 | 14,672,529円 | 23,153,261円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 417,544,961口 | 400,230,083口 |
| 3. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は183,291,440円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は143,427,712円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第11期 | 第12期 |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 |
| 分配金の計算過程 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | 0円 | 2,141,155円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | 0円 |
| 収益調整金額 | 95,899円 | 155,670円 |
| 分配準備積立金額 | 2,983,566円 | 2,818,754円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | 3,079,465円 | 5,115,579円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | 417,544,961口 | 400,230,083口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | 73.75円 | 127.81円 |
| 1万口当たり分配金額 | 0円 | 0円 |
| 収益分配金金額 | 0円 | 0円 |

(金融商品に関する注記)

追加情報

| 第11期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 第12期 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 |
|---|--------------------------------------|
| 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 | - |

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第11期 自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日 | 第12期 自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第11期 (平成22年9月10日現在) | 第12期 (平成23年3月10日現在) |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |
| 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 | 貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 第11期 (平成22年9月10日現在) | 第12期 (平成23年3月10日現在) |
|----|------------------------|------------------------|
| | 当計算期間の損益 に含まれた評価差額 | 当計算期間の損益 に含まれた評価差額 |
| 株式 | 24,445,397 | 17,230,541 |
| 合計 | 24,445,397 | 17,230,541 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| 項目 | 第11期 (平成22年9月10日現在) | 第12期 (平成23年3月10日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.5610円 | 0.6416円 |
| (1万口当たり純資産額) | (5,610円) | (6,416円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年3月10日現在）

(1)株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額単価 | 評価額金額 | 備考 |
|-------------------|----------------|-----------|------------|-------------|----|
| 日本円 | 大和ハウス工業 | 2,000 | 990.00 | 1,980,000 | |
| | 東レ | 14,000 | 607.00 | 8,498,000 | |
| | 旭化成 | 4,000 | 575.00 | 2,300,000 | |
| | 日立化成工業 | 3,500 | 1,783.00 | 6,240,500 | |
| | 関西ペイント | 4,000 | 748.00 | 2,992,000 | |
| | 日東電工 | 1,700 | 4,525.00 | 7,692,500 | |
| | ユニ・チャーム | 600 | 3,100.00 | 1,860,000 | |
| | 武田薬品工業 | 800 | 4,080.00 | 3,264,000 | |
| | 神戸製鋼所 | 18,000 | 207.00 | 3,726,000 | |
| | 大同特殊鋼 | 6,000 | 522.00 | 3,132,000 | |
| | 日立金属 | 3,000 | 1,073.00 | 3,219,000 | |
| | 住友電気工業 | 2,400 | 1,223.00 | 2,935,200 | |
| | リンナイ | 600 | 5,040.00 | 3,024,000 | |
| | ナブテスコ | 1,600 | 1,946.00 | 3,113,600 | |
| | 小松製作所 | 2,400 | 2,560.00 | 6,144,000 | |
| | 日立製作所 | 10,000 | 506.00 | 5,060,000 | |
| | 東芝 | 10,000 | 500.00 | 5,000,000 | |
| | 三菱電機 | 5,000 | 938.00 | 4,690,000 | |
| | 日本電産 | 800 | 7,450.00 | 5,960,000 | |
| | T D K | 900 | 5,470.00 | 4,923,000 | |
| | 京セラ | 900 | 8,420.00 | 7,578,000 | |
| | 村田製作所 | 1,000 | 5,700.00 | 5,700,000 | |
| | 東京エレクトロン | 400 | 5,160.00 | 2,064,000 | |
| | アイシン精機 | 1,400 | 3,015.00 | 4,221,000 | |
| | ダイハツ工業 | 4,000 | 1,259.00 | 5,036,000 | |
| | 本田技研工業 | 3,500 | 3,400.00 | 11,900,000 | |
| | 富士重工業 | 3,000 | 652.00 | 1,956,000 | |
| | テルモ | 500 | 4,670.00 | 2,335,000 | |
| | オリンパス | 900 | 2,420.00 | 2,178,000 | |
| | アシックス | 6,000 | 1,126.00 | 6,756,000 | |
| | 東京瓦斯 | 14,000 | 362.00 | 5,068,000 | |
| | 大阪瓦斯 | 16,000 | 310.00 | 4,960,000 | |
| | 東日本旅客鉄道 | 1,600 | 5,580.00 | 8,928,000 | |
| | 野村総合研究所 | 2,500 | 1,900.00 | 4,750,000 | |
| | 伊藤忠テクノソリューションズ | 1,500 | 2,843.00 | 4,264,500 | |
| | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 65 | 154,000.00 | 10,010,000 | |
| | エヌ・ティ・ティ・データ | 21 | 289,100.00 | 6,071,100 | |
| | 三井物産 | 2,100 | 1,466.00 | 3,078,600 | |
| | 住友商事 | 5,600 | 1,196.00 | 6,697,600 | |
| | 三菱商事 | 4,300 | 2,210.00 | 9,503,000 | |
| | しまむら | 700 | 7,980.00 | 5,586,000 | |
| 丸井グループ | 8,600 | 685.00 | 5,891,000 | | |
| ニトリホールディングス | 450 | 7,330.00 | 3,298,500 | | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 23,400 | 442.00 | 10,342,800 | | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 500 | 2,924.00 | 1,462,000 | | |
| 横浜銀行 | 16,000 | 427.00 | 6,832,000 | | |
| 東京海上ホールディングス | 1,700 | 2,570.00 | 4,369,000 | | |
| 三井不動産 | 4,000 | 1,611.00 | 6,444,000 | | |
| 楽天 | 38 | 75,900.00 | 2,884,200 | | |
| 小計 | | 215,974 | | 245,918,100 | |

| | | | | |
|----|--|--|-------------|--|
| 合計 | | | 245,918,100 | |
|----|--|--|-------------|--|

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年4月28日現在）

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 資産総額 | 242,236,538 円 |
| 負債総額 | 1,872,979 円 |
| 純資産総額（ - ） | 240,363,559 円 |
| 発行済数量 | 394,877,946 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額） | 0.6087 円 (6,087 円) |

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

名義書換

該当事項はありません。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限

該当事項はありません。

受益権の譲渡

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前記1. の申請のある場合には、前記1. の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 前記1. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成23年4月末日現在）

- ・ 資本金の額 2,150,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
- ・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

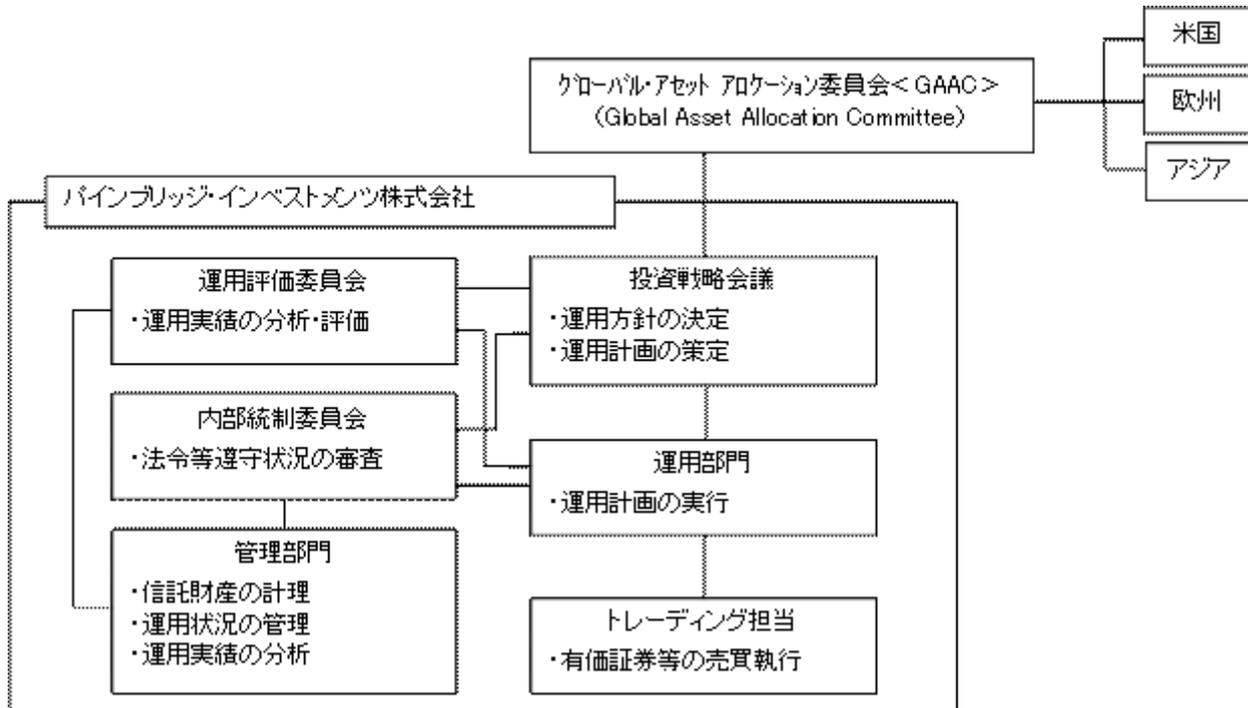
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記運用体制等は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成23年4月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

| 種類 | 本数 | 純資産総額 |
|-----------|----|-------------|
| 単位型株式投資信託 | 2 | 5,335 百万円 |
| 追加型株式投資信託 | 66 | 707,595 百万円 |
| 合計 | 68 | 712,930 百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3．当社は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

| 期別 | | 第24期 (平成21年3月31日現在) | | 第25期 (平成22年3月31日現在) | |
|-----------|------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| | | 資 産 の 部 | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| I 流動資産 | | | 千円 | | 千円 |
| 現金・預金 | 4 | | 4,794,876 | | 4,677,651 |
| 支払委託金 | | | | | |
| 収益分配金 | | 352 | | - | |
| 償還金 | | 3,500 | 3,852 | - | - |
| 前払費用 | | | 59,665 | | 267,743 |
| 未収入金 | | | 190,076 | | 83,516 |
| 未収委託者報酬 | | | 196,679 | | 251,268 |
| 未収運用受託報酬 | 3 | | 1,025,324 | | 1,014,001 |
| 未収販売手数料 | | | 9,699 | | 9,345 |
| 立替金 | | | 2,951 | | 20,603 |
| 繰延税金資産 | | | - | | 23,122 |
| 短期貸付金 | | | - | | 280,373 |
| 未収還付法人税等 | | | 617,801 | | - |
| 未収消費税等 | | | 48,597 | | - |
| 流動資産計 | | | 6,949,525 | | 6,627,628 |
| II 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 229,519 | | 179,547 |
| 建物 | 1 | | 57,337 | | 54,729 |
| 建物附属設備 | 1 | | 102,345 | | 77,016 |
| 工具器具備品 | 1 | | 69,837 | | 47,801 |
| 無形固定資産 | | | 866,422 | | 797,996 |
| のれん | 2 | | 623,157 | | 590,503 |
| ソフトウェア | 2 | | 231,115 | | 203,000 |
| ソフトウェア仮勘定 | | | 8,275 | | 617 |
| 電話加入権 | | | 3,875 | | 3,875 |
| 投資その他の資産 | | | 388,396 | | 485,548 |
| 投資有価証券 | | | 90,340 | | 91,460 |
| 敷金保証金 | | | 149,015 | | 349,691 |
| 長期差入保証金 | | | 37,500 | | - |
| 長期前払費用 | | | 1,800 | | 1,200 |
| 預託金 | | | 314 | | 314 |
| 繰延税金資産 | | | 109,426 | | 42,881 |
| 固定資産計 | | | 1,484,339 | | 1,463,092 |
| III 繰延資産 | | | | | |
| 株式交付費 | | | 5,542 | | 3,326 |
| 繰延資産計 | | | 5,542 | | 3,326 |
| 資産合計 | | | 8,439,407 | | 8,094,046 |

| 期別 | | 第24期 (平成21年3月31日現在) | | 第25期 (平成22年3月31日現在) | |
|--------------|------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 負債の部 | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| I 流動負債 | | | 千円 | | 千円 |
| 未払金 | | | | | |
| 未払収益分配金 | | 1,692 | | 1,692 | |
| 未払償還金 | | 3,500 | | 3,500 | |
| 未払手数料 | | 77,925 | | 107,325 | |
| 未払金 | | 14,614 | | 245,356 | |
| その他未払金 | | 149,891 | 247,622 | 100,466 | 458,340 |
| 未払費用 | 3 | | 1,415,615 | | 1,055,894 |
| 未払法人税等 | | | - | | 62,111 |
| 未払消費税等 | | | - | | 25,514 |
| 預り金 | | | 41,023 | | 46,607 |
| 賞与引当金 | | | 308,872 | | 111,343 |
| 役員賞与引当金 | | | 16,933 | | 2,900 |
| 流動負債計 | | | 2,030,068 | | 1,762,712 |
| II 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 376,282 | | 320,840 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 30,196 | | 11,710 |
| 債務保証損失引当金 | | | 156,824 | | - |
| 固定負債計 | | | 563,303 | | 332,551 |
| 負債合計 | | | 2,593,372 | | 2,095,264 |
| 純資産の部 | | | | | |
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| I 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 2,150,000 | | 2,150,000 |
| 資本剰余金 | | | | | |
| 資本準備金 | | 823,989 | | 823,989 | |
| 資本剰余金 合計 | | | 823,989 | | 823,989 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| 利益準備金 | | 265,112 | | 265,112 | |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 任意積立金 | | 230,000 | | 230,000 | |
| 繰越利益剰余金 | | 2,382,661 | | 2,534,744 | |
| 利益剰余金 合計 | | | 2,877,774 | | 3,029,857 |
| 株主資本合計 | | | 5,851,764 | | 6,003,847 |
| II 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 5,729 | | 5,065 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 5,729 | | 5,065 |
| 純資産合計 | | | 5,846,034 | | 5,998,782 |
| 負債・純資産合計 | | | 8,439,407 | | 8,094,046 |

(2) 【損益計算書】

| | | 期別 | 第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日 | | 第25期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 | | | |
|---------------------|------------------------|---------------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|-----------|------------|-----------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 | |
| 経常 損益 の 部 | 営業 損 益 の 部 | 営業収益 | 4 | | 千円 | | 千円 | |
| | | 委託者報酬 | | | 9,142,219 | | 8,117,264 | |
| | | 運用受託報酬 | | | 4,938,305 | | 3,835,286 | |
| | | 販売手数料 | | | 9,699 | | - | |
| | | その他営業収益 | | | 192,394 | | 172,448 | |
| | | 営業収益計 | | | 14,282,619 | | 12,124,999 | |
| | | 営業費用 | 2 | | | | | |
| | | 支払手数料 | | | 3,938,470 | | 3,616,513 | |
| | | 広告宣伝費 | | | 145,063 | | 40,094 | |
| | | 公告費 | | | 1,708 | | 1,597 | |
| | | 調査費 | | | | | | |
| | | 調査費 | | | 736,909 | | 623,723 | |
| | | 委託調査費 | | | 4,196,232 | 4,933,141 | 3,654,128 | 4,277,851 |
| | | 委託計算費 | | | | 364,523 | | 276,891 |
| | | 営業雑経費 | | | | | | |
| | | 通信費 | | | 48,555 | | 47,812 | |
| | | 印刷費 | | | 213,163 | | 197,621 | |
| | | 協会費 | | | 20,428 | | 16,350 | |
| | | 図書費 | | | 8,702 | 290,850 | 5,019 | 266,804 |
| | | 営業費用計 | | | 9,673,758 | | 8,479,752 | |
| | | 一般管理費 | 1 | | | | | |
| | | 給料 | | | | | | |
| | | 役員報酬 | | | 57,156 | | 29,000 | |
| | | 給料・手当 | | | 1,901,412 | | 1,583,551 | |
| | | 賞与 | | | 248,069 | | 236,085 | |
| | | 賞与引当金繰入額 | | | 170,530 | | 111,343 | |
| | | 役員賞与 | | | - | | 2,780 | |
| | | 役員賞与引当金繰入額 | | | 16,933 | 2,394,103 | 2,900 | 1,965,659 |
| | | 交際費 | | | | 11,609 | | 7,501 |
| | | 寄付金 | | | | 1,910 | | 1,561 |
| | | 旅費交通費 | | | 56,086 | | 37,167 | |
| | | 租税公課 | | | 25,543 | | 24,893 | |
| | | 不動産賃借料 | | | 370,214 | | 359,953 | |
| 退職給付費用 | | | 185,422 | | 137,133 | | | |
| 退職金 | | | 9,053 | | 36,982 | | | |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | | 17,859 | | 17,735 | | | |
| 固定資産減価償却費 | | | 132,748 | | 135,338 | | | |
| 業務委託費 | 2 | | 1,055,181 | | 915,793 | | | |
| 諸経費 | | | 255,735 | | 139,984 | | | |
| 一般管理費計 | | | 4,515,469 | | 3,779,706 | | | |
| | | 営業利益又は営業損失（ ） | | 93,391 | | 134,458 | | |
| 営業外 損益 の 部 | 営業外 損益 の 部 | 営業外収益 | | | | | | |
| | | 受取利息 | | | 4,903 | | 17,536 | |
| | | 為替差益 | | | - | | 82,635 | |
| | | 雑収入 | | | 104 | | 4,545 | |
| | | 営業外収益計 | | | 5,008 | | 104,716 | |
| | | 営業外費用 | | | | | | |
| 為替差損 | | | 17,363 | | - | | | |
| 雑損失 | | | 13,304 | | 290 | | | |
| 株式交付費償却 | | | 1,306 | | 2,816 | | | |
| 営業外費用計 | | | 31,974 | | 3,106 | | | |
| | | 経常利益又は経常損失（ ） | | 66,426 | | 32,849 | | |
| 特別利益 | | | | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | | | 100 | | - | | |
| 債務保証損失引当金戻入益 | | | | | | 156,824 | | |
| 退職給付引当金戻入益 | | | | | | 135,585 | | |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|---------|---------|
| 特別利益計 | | | 100 | 292,410 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | | 436 | - |
| 固定資産除却損 | 3 | | 6,908 | 10,377 |
| 債務保証損失引当金繰入額 | | | 156,824 | - |
| 前期業務委託費修正 | 2 | | 226,727 | - |
| 特別損失計 | | | 390,896 | 10,377 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | | | 324,370 | 249,185 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 2,700 | 5,555 |
| 過年度法人税等 | | | - | 48,579 |
| 法人税等調整額 | | | 149,380 | 42,967 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | | 476,450 | 152,082 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|------------|--------------------------|------------------------|-----------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利 益 剰 余 金 | | 株主資本 合計 | その他 有価証 券評価 差額金 | 評価・ 換算 差額等 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 準備金 合計 | | 任意 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | 利益 剰余金 合計 |
| 平成20年3月31日残高 | 1,200,091 | - | - | 265,112 | 230,000 | 2,859,112 | 3,354,225 | 4,554,316 | 110 | 110 | 4,554,206 |
| 当事業年度中の変動額 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 新株の発行 | 949,909 | 823,989 | 823,989 | - | - | - | - | 1,773,899 | - | - | 1,773,899 |
| 当期純損失 | - | - | - | - | - | 476,450 | 476,450 | 476,450 | - | - | 476,450 |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | 5,619 | 5,619 | 5,619 |
| 当期の変動額合計 | 949,909 | 823,989 | 823,989 | - | - | 476,450 | 476,450 | 1,297,449 | 5,619 | 5,619 | 1,291,830 |
| 平成21年3月31日残高 | 2,150,000 | 823,989 | 823,989 | 265,112 | 230,000 | 2,382,661 | 2,877,774 | 5,851,764 | 5,729 | 5,729 | 5,846,034 |

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|------------|--------------------------|------------------------|-----------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利 益 剰 余 金 | | 株主資本 合計 | その他 有価証 券評価 差額金 | 評価・ 換算 差額等 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 準備金 合計 | | 任意 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | 利益 剰余金 合計 |
| 平成21年3月31日残高 | 2,150,000 | 823,989 | 823,989 | 265,112 | 230,000 | 2,382,661 | 2,877,774 | 5,851,764 | 5,729 | 5,729 | 5,846,034 |
| 当事業年度中の変動額 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 新株の発行 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 152,082 | 152,082 | 152,082 | - | - | 152,082 |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | 664 | 664 | 664 |
| 当期の変動額合計 | - | - | - | - | - | 152,082 | 152,082 | 152,082 | 664 | 664 | 152,746 |
| 平成22年3月31日残高 | 2,150,000 | 823,989 | 823,989 | 265,112 | 230,000 | 2,534,744 | 3,029,857 | 6,003,847 | 5,065 | 5,065 | 5,998,782 |

(重要な会計方針)

| 期別 科目 | 第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日 | 第25期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 |
|----------------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定) | 有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。 | (1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 同 左 (3)長期前払費用 同 左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | (1)株式交付費 定額法により3年間で償却しております。 | (1)株式交付費 同 左 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。 (5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。 | (1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左 (5)債務保証損失引当金 - |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。 | 同 左 (追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。 |

(会計処理の変更)

| 期別 | 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
|----------------|---|--------------------------------------|
| 項目 | | |
| リース取引に関する会計基準等 | 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。 | 該当事項ありません。 |

(表示方法の変更)

| 期別 | 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
|---------|---|--------------------------------------|
| 項目 | | |
| 貸借対照表関係 | 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。 | 該当事項ありません。 |
| 損益計算書関係 | 前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。 | 該当事項ありません。 |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第24期 平成21年3月31日現在 | 第25期 平成22年3月31日現在 |
|---|--|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1 有形固定資産の減価償却累計額 |
| 建物 5,216 千円 | 建物 7,824 千円 |
| 建物附属設備 42,054 千円 | 建物附属設備 53,680 千円 |
| 工具器具備品 63,588 千円 | 工具器具備品 84,809 千円 |
| 2 無形固定資産の減価償却累計額 | 2 無形固定資産の減価償却累計額 |
| ソフトウェア 46,509 千円 | ソフトウェア 60,109 千円 |
| のれん 29,933 千円 | のれん 62,587 千円 |
| 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 | 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 |
| 未収運用受託報酬 185,833 千円 | 前払費用 211,003 千円 |
| 未払費用 447,770 千円 | 未払費用 529,843 千円 |
| 4 信託資産 | 4 信託資産 |
| 現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。 | 現金・預金のうち、20,161円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。 |

（損益計算書関係）

| 第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日 | 第25期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 |
|--|--|
| <p>1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>委託調査費 2,127,529千円 業務委託費 906,907千円 前期業務委託費修正 226,726千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、工具器具備品4,149千円であります。</p> <p>4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。</p> | <p>1 役員報酬の範囲額 同左</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>委託調査費 1,792,214千円 業務委託費 843,948千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。</p> <p>4 その他営業収益 -</p> |

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 37,312 株 | 3,688 株 | - | 41,000 株 |
| 合計 | 37,312 株 | 3,688 株 | - | 41,000 株 |

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 41,000 株 | - | - | 41,000 株 |
| 合計 | 41,000 株 | - | - | 41,000 株 |

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
|--------------------------------------|---|
| 該当事項ありません。 | オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 256,490 千円 1年超 - 千円 合計 256,490 千円 |

(金融商品に関する注記)

| 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-------------|--------------|-------|----|----------|-----------|-----------|---|-------------|-----------|-----------|---|---------|-------------|-------------|---|--|------|-------------|--------------|------|----------|-----------|---|---|---|-------------|-----------|---|---|---|----|-----------|---|---|---|
| 該当事項ありません。 | <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,677,651</td> <td>4,677,651</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収運用受託報酬</td> <td>1,014,001</td> <td>1,014,001</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3) 未払費用</td> <td>(1,055,894)</td> <td>(1,055,894)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。</p> <p>(注)</p> <p>1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,677,651</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収運用受託報酬</td> <td>1,014,001</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,691,652</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 | 1) 現金・預金 | 4,677,651 | 4,677,651 | - | 2) 未収運用受託報酬 | 1,014,001 | 1,014,001 | - | 3) 未払費用 | (1,055,894) | (1,055,894) | - | | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 | 1) 現金・預金 | 4,677,651 | - | - | - | 2) 未収運用受託報酬 | 1,014,001 | - | - | - | 合計 | 5,691,652 | - | - | - |
| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 現金・預金 | 4,677,651 | 4,677,651 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 未収運用受託報酬 | 1,014,001 | 1,014,001 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 未払費用 | (1,055,894) | (1,055,894) | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 現金・預金 | 4,677,651 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 未収運用受託報酬 | 1,014,001 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 5,691,652 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(有価証券関係)

| 第24期 平成21年3月31日現在 | | | | 第25期 平成22年3月31日現在 | | | |
|--|---------|----------------------------|-------|---------------------------------|---------|----------------------------|-------|
| その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) | | | | その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円) | | | |
| 区分 | 取得原価 | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 | 差額 | 区分 | 取得原価 | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの | | | | 貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの | | | |
| 投資信託受益証券 | 100,000 | 90,340 | 9,660 | 投資信託受益証券 | 100,000 | 91,460 | 8,540 |
| 当事業年度に売却したその他有価証券 売却額： 2,336 千円 売却益の合計額： 100 千円 売却損の合計額： 436 千円 | | | | 当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項ありません。 | | | |

(デリバティブ関係)

| 第24期 平成21年3月31日現在 | 第25期 平成22年3月31日現在 |
|----------------------|----------------------|
| 該当事項ありません。 | 該当事項ありません。 |

(追加情報)

| 第24期 平成21年3月31日現在 | 第25期 平成22年3月31日現在 |
|----------------------|--|
| 該当事項ありません。 | 1. (株主変更に関する事項) 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもちプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。 これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。 |

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

| | 第24期 平成21年3月31日現在 | 第25期 平成22年3月31日現在 |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|
| | 千円 | 千円 |
| (1) 退職給付債務 | 431,412 | 320,840 |
| (2) 年金資産 | 55,130 | - |
| (3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) | 376,282 | 320,840 |
| (4) 会計基準変更時差異の未処理額 | - | - |
| (5) 未認識数理計算上の差異 | - | - |
| (6) 未認識過去勤務債務（債務の減額） | - | - |
| (7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6) | 376,282 | 320,840 |
| (8) 前払年金費用 | - | - |
| (9) 退職給付引当金 (7)-(8) | 376,282 | 320,840 |

3. 退職給付費用の内訳

| | 第24期 平成21年3月31日現在 | 第25期 平成22年3月31日現在 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| | 千円 | 千円 |
| 退職給付費用 | 185,422 | 137,133 |
| (1) 勤務費用 | 174,808 | 136,948 |
| (2) 利息費用 | 420 | 1,288 |
| (3) 運用収益（減算） | 665 | 1,103 |
| (4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額 | - | - |
| (5) その他 | 10,859 | - |

4. 退職給付債務の計算基礎

| | 第24期 平成21年3月31日現在 | 第25期 平成22年3月31日現在 |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| (1) 割引率 | - | - |
| (2) 期待運用収益率 | - | - |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | - | - |
| (4) 過去勤務債務の処理年数 | - | - |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | - | - |
| (6) 会計基準変更時差異の処理年数 | - | - |

(税効果会計関係)

| 第24期 平成21年3月31日現在 | | 第25期 平成22年3月31日現在 | |
|---|---------|---|---------|
| 1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円) | | 1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円) | |
| 繰延税金資産 | | 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金繰入超過額 | 153,148 | 退職給付引当金繰入超過額 | 130,583 |
| 賞与引当金繰入超過額 | 125,712 | 賞与引当金繰入超過額 | 134,250 |
| 債務保証損失引当金 | 63,827 | 未払事業税 | 3,393 |
| 繰越欠損金 | 56,931 | のれん償却認容 | 80,849 |
| 未収還付事業税 | 42,881 | 未払金否認 | 5,820 |
| のれん償却認容 | 40,978 | 未払費用否認 | 2,232 |
| 未払金 | 31,351 | 未払社会保険料否認 | 11,324 |
| 役員退職慰労引当金 | 12,289 | 役員退職慰労引当金繰入超過額 | 4,766 |
| 一括償却資産償却超過額 | 8,264 | 一括償却資産 | 2,349 |
| 役員賞与引当金繰入超過額 | 6,890 | 繰延資産 | 191 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,930 | 業務委託費損金算入否認額 | 102,962 |
| その他 | 7,580 | その他有価証券評価差額金 | 3,474 |
| 繰延税金資産小計 | 386,066 | 繰延税金資産小計 | 320,499 |
| 評価性引当額 | 276,640 | 評価性引当額 | 254,495 |
| 繰延税金資産合計 | 109,426 | 繰延税金資産合計 | 66,004 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | |
| 法定実効税率 (調整) | 40.69 % | 法定実効税率 (調整) | 40.69 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.95 % | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 5.90 % |
| 住民税均等割 | 0.34 % | 住民税均等割 | 0.48 % |
| 評価性引当金の増減額 | 85.27 % | 評価性引当金の増減額 | 18.08 % |
| その他 | 1.99 % | 過年度法人税等 | 10.22 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 46.88 % | その他 | 0.24 % |
| | | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.97 % |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有割合) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------------------|--------------|-----------------|--------|--------------------|--------|-----------------------|-------------|-----------------|------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USDドル 9,670 | 投資運用会社 | 被所有 直接100% | - | 投資運用に関する情報提供・コンサルティング | 増資の取引 *5 | 千円 1,773,899 | | 千円 |
| | | | | | | | | 委託調査費の支払 *1 | 千円 2,127,529 | 未払費用 | 千円 447,770 |

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有割合) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|------------------------------|------------------------------|------------------|---------|--------------------|--------|----------|------------------|--|----------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店 | (本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区 | 千USDドル 3,000 | 生命保険業 | - | - | 一任及び助言契約 | 一任及び助言業務報酬の受取 *2 | 千円 1,592,260 | 未収運用受託報酬 | 千円 371,096 |
| | | | | | | | 販売会社契約 | 代行手数料の支払 *3 | 千円 2,162,555 | 未払費用 | 千円 32,093 |
| 親会社の子会社 | エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク | アメリカ、デラウェア州 | 千USDドル 10,400 | 有価証券関連業 | - | - | 事業譲渡契約 | 事業譲渡 *4 | 千円 譲受資産合計 2,729,480 譲受負債合計 38,407 譲受対価 3,343,544 | | |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

- エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
- エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）
- エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）
- エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

1. 関連当事者との取引

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有割合) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (注5) | 科目 | 期末残高 (注5) |
|-------|---|-------------|-------------|-------|--------------------|--------|--------|--------------|---------------|----|--------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 間接親会社 | エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ (注1)(注2) | アメリカ、デラウェア州 | 千USDドル 1 | 持株会社 | 被所有 間接100% | - | 経営管理 | 役務提供に対する対価支払 | 千円 843,948 | - | - |

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有割合) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (注5) | 科目 | 期末残高 (注5) |
|------------|--|---------------------------------|-------------------|--------|--------------------|--------|-----------------------|------------------|-----------------|----------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店 (注2) | (本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区 | 千USドル 3,000 | 生命保険業 | - | - | 一任及び助言契約 | 一任及び助言業務報酬の受取 *2 | 1,455,942 | 未収運用受託報酬 | 千円 367,336 |
| | | | | | | | 販売会社契約 | 代行手数料の支払 *3 | 千円 1,882,413 | 未払費用 | 千円 33,406 |
| 親会社の子会社 | エイアイジー・スター生命保険株式会社 (注2) | (本社) 東京都墨田区 | 千円 45,000,000 | 生命保険業 | - | - | 一任及び助言契約 | 一任及び助言業務報酬の受取 *2 | 千円 355,819 | 未収運用受託報酬 | 千円 84,310 |
| 親会社の子会社 | AIGエジソン生命保険株式会社 (注2) | (本社) 東京都墨田区 | 千円 121,414,000 | 生命保険業 | - | - | 一任及び助言契約 | 一任及び助言業務報酬の受取 *2 | 千円 442,696 | 未収運用受託報酬 | 千円 112,153 |
| 間接親会社の兄弟会社 | パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC (注1) | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USドル 101,439 | 持株会社 | - | - | 経営管理 | 金銭の貸付 *4 | 千USドル 3,000 | 短期貸付金 | 千円 280,373 |
| | | | | | | | | 役務提供に対する対価支払 | 千円 13,912 | 前払費用 | 千円 211,003 |
| 間接親会社の兄弟会社 | パインブリッジ・インベストメンツ LLC (注1)(注3) | アメリカ、ニューヨーク州 | 千USドル 2 | 投資運用会社 | | | 投資運用に関する情報提供・コンサルティング | 委託調査費の支払 *1 | 千円 1,792,214 | 未払費用 | 千円 168,085 |
| 間接親会社の兄弟会社 | パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド (注1)(注4) | イギリス、ロンドン | 千スターリングポンド 200 | 投資運用会社 | - | - | 一任及び助言契約 | 委託調査費の支払 *1 | 千円 879,449 | 未払費用 | 千円 361,758 |

(注1) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。

(注2) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

(注3) 平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。

(注4) 平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。

(注5) 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

(1) 親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

| 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|--|----|--------------|------|--------------|------|--------------|------|-----------|----|--------------|------|-----------|----|-----------|--------------------|
| <p>(パーチェス法適用)</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。</p> <p>(3) 企業結合日 平成20年5月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 事業譲受</p> <p>(5) 結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。</p> <p>2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得の対価</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金</td> <td style="text-align: right;">3,343,544 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取得原価</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,343,544 千円</td> </tr> </table> <p>4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。</p> <p>5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。</p> <p>6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>(1) 資産の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,696,594 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産</td> <td style="text-align: right;">32,886 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,729,480 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 負債の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">38,407 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,407 千円</td> </tr> </table> <p>7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。</p> <p>8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。</p> | 取得の対価 | | 現金 | 3,343,544 千円 | 取得原価 | 3,343,544 千円 | 流動資産 | 2,696,594 千円 | 固定資産 | 32,886 千円 | 合計 | 2,729,480 千円 | 流動負債 | 38,407 千円 | 合計 | 38,407 千円 | <p>該当事項はありません。</p> |
| 取得の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金 | 3,343,544 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得原価 | 3,343,544 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | 2,696,594 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 32,886 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2,729,480 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 38,407 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 38,407 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(1株当たり情報)

| 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 | |
|--|--------------|--|--------------|
| 1株当り純資産額 | 142,586.21 円 | 1株当り純資産額 | 146,311.76 円 |
| 1株当り当期純損失 | 12,037.96 円 | 1株当り当期純利益 | 3,709.34 円 |
| なお、潜在株式調整後1株当り当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。 | |

(注) 1株当り当期純利益、又は1株当り当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
|------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 当期純損失(千円) | 476,450 | 当期純利益(千円) | 152,082 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株主に係る当期純損失(千円) | 476,450 | 普通株主に係る当期純利益(千円) | 152,082 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 39,579 | 普通株式の期中平均株式数 | 41,000 |

(重要な後発事象)

| 第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表
(平成22年9月30日現在)

| 科目 | 注記番号 | 金額 | 構成比 | 科目 | 注記番号 | 金額 | 構成比 |
|-----------|------|-----------|-------|--------------|------|-----------|------|
| (資産の部) | | 千円 | % | (負債の部) | | 千円 | % |
| 流動資産 | | | | 流動負債 | | | |
| 現金・預金 | *1 | 4,894,276 | | 預り金 | | 67,024 | |
| 前払費用 | | 283,141 | | 未払金 | | 440,217 | |
| 未収入金 | | 76,391 | | 未払費用 | | 1,043,027 | |
| 未収委託者報酬 | | 223,092 | | 未払法人税等 | | 8,249 | |
| 未収運用受託報酬 | | 542,112 | | 未払消費税等 | *3 | 42,602 | |
| 未収販売手数料 | | 8,613 | | 賞与引当金 | | 267,894 | |
| 繰延税金資産 | | 189,434 | | 役員賞与引当金 | | 4,811 | |
| 短期貸付金 | | 340,626 | | 除却損失引当金 | | 145,817 | |
| 有価証券 | | 417,576 | | その他 | | 127,016 | |
| その他 | | 34,978 | | | | | |
| 流動資産計 | | 7,010,243 | 83.3 | 流動負債計 | | 2,146,661 | 25.5 |
| 固定資産 | | | | 固定負債 | | | |
| 有形固定資産 | *2 | | | 退職給付引当金 | | 235,591 | |
| 建物 | | 53,424 | | 役員退職慰労引当金 | | 11,710 | |
| 建物附属設備 | | 70,053 | | | | | |
| 工具器具備品 | | 41,074 | | 固定負債計 | | 247,302 | 2.9 |
| 建設仮勘定 | | 5,050 | | | | | |
| 有形固定資産計 | | 169,603 | 2.0 | 負債合計 | | 2,393,964 | 28.4 |
| 無形固定資産 | | | | (純資産の部) | | | |
| 電話加入権 | | 3,875 | | 株主資本 | | | |
| ソフトウェア | | 119,747 | | 資本金 | | 2,150,000 | 25.5 |
| のれん | | 340,486 | | 資本剰余金 | | | |
| 無形固定資産計 | | 464,109 | 5.5 | 資本準備金 | | 823,989 | |
| 投資その他の資産 | | | | 資本剰余金合計 | | 823,989 | 9.8 |
| 投資有価証券 | | 89,020 | | 利益剰余金 | | | |
| 敷金保証金 | | 349,691 | | 利益準備金 | | 265,112 | |
| 長期前払費用 | | 999 | | 任意積立金 | | 230,000 | |
| 預託金 | | 314 | | 繰越利益剰余金 | | 2,564,802 | |
| 繰延税金資産 | | 330,688 | | 利益剰余金合計 | | 3,059,914 | 36.4 |
| 投資その他の資産計 | | 770,714 | 9.2 | 株主資本合計 | | 6,033,904 | 71.7 |
| 固定資産計 | | 1,404,427 | 16.7 | 評価・換算差額等 | | | |
| 繰延資産 | | | | その他有価証券評価差額金 | | 10,980 | |
| 株式交付費 | | 2,217 | | 評価・換算差額等合計 | | 10,980 | 0.1 |
| 繰延資産計 | | 2,217 | 0.0 | 純資産合計 | | 6,022,924 | 71.6 |
| 資産合計 | | 8,416,889 | 100.0 | 負債・純資産合計 | | 8,416,889 | 0.0 |

(2) 中間損益計算書
自平成22年4月1日
至平成22年9月30日

| 科目 | 注記番号 | 金額 | 百分比 |
|----|------|----|-----|
| | | 千円 | % |

| | | | | |
|---------------|----|-----------|-----------|-------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 4,200,642 | | |
| 運用受託報酬 | | 1,576,611 | | |
| その他営業収益 | | 79,301 | | |
| 営業収益計 | | | 5,856,555 | 100.0 |
| 営業費用及び一般管理費 | *1 | | 5,793,207 | 98.9 |
| 営業利益 | | | 63,348 | 1.1 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 5,241 | | |
| 雑収入 | | 6,730 | | |
| 営業外収益計 | | | 11,972 | 0.2 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | | 66,761 | | |
| 株式交付費償却 | | 1,308 | | |
| 雑損 | | 6,312 | | |
| 営業外費用計 | | | 74,381 | 1.3 |
| 経常利益 | | | 939 | 0.0 |
| 特別利益 | | | | |
| 過年度賞与引当金繰入額修正 | | 16,314 | | |
| 特別利益計 | | | 16,314 | 0.3 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | *2 | 53,266 | | |
| 除却損失引当金繰入額 | *3 | 145,817 | | |
| 過年度運用受託報酬修正 | | 6,265 | | |
| 特別損失計 | | | 205,349 | 3.5 |
| 税引前中間純損失 | | | 188,095 | 3.2 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 1,145 | 0.0 |
| 過年度法人税等修正額 | | | 2,038 | 0.0 |
| 法人税等調整額 | | | 217,259 | 3.7 |
| 中間純利益 | | | 30,057 | 0.5 |

(3)中間株主資本等変動計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 評価・換算 差額等 | | 純資産 合計 | |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------------------|-------------|------------|----------------------|--------------------|-----------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 株主資本 合計 | その他有 価証券評 価差額金 | 評価・換 算差額等 合計 | | |
| | | 資本準 備金 | 資本剰 余 金合計 | 利益準 備金 | その他利益剰余金 任意積 立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | 利益剰余 金 合計 |
| 前期末残高 | 2,150,000 | 823,989 | 823,989 | 265,112 | 230,000 | 2,534,744 | 3,029,857 | 6,003,847 | 5,065 | 5,065 | 5,998,782 |
| 当中間会計期間変動額 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 中間純利益 | - | - | - | - | - | 30,057 | 30,057 | 30,057 | - | - | 30,057 |
| 株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - | - | - | 5,914 | 5,914 | 5,914 |
| 当中間会計期間中の変 動額合計 | - | - | - | - | - | 30,057 | 30,057 | 30,057 | 5,914 | 5,914 | 24,143 |
| 当中間会計期間末残高 | 2,150,000 | 823,989 | 823,989 | 265,112 | 230,000 | 2,564,802 | 3,059,914 | 6,033,904 | 10,980 | 10,980 | 6,022,924 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

| 項目 | 期別 | 第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 |
|------------------------------|----|--|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | | 有価証券 その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法) |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | | (1) 有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 1. ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 2. のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積られる期間(20年)で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | | (1) 株式交付費 定額法により、3年間で償却しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | | (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。 (5) 除却損失引当金 平成22年11月29日の本社事務所移転により、建物等の除却が確実に発生することが予想されるため、合理的に見積もった損失見込額を計上しております。 |
| 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | | 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |

（中間貸借対照表関係）

| 項目 | 期別 | 第26期 中間会計期間末 平成22年9月30日現在 |
|----------|----|--|
| *1. 信託資産 | | 現金・預金のうち、20,166千円は直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。 |

| | | |
|-------------------|--|----------|
| *2.有形固定資産の減価償却累計額 | 建物 | 9,129千円 |
| | 建物附属設備 | 60,643千円 |
| | 工具器具備品 | 91,536千円 |
| *3.消費税等の取り扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。 | |

(中間損益計算書関係)

| 項目 | 期別 | 第26期 中間会計期間 | |
|---------------|---|--------------|--------------|
| | | 自 平成22年4月 1日 | 至 平成22年9月30日 |
| *1.減価償却実施額 | 有形固定資産 | 14,994千円 | |
| | 無形固定資産 | 40,784千円 | |
| *2.固定資産除却損 | 無形固定資産 | 53,266千円 | |
| *3.除却損失引当金繰入額 | 平成22年11月29日の本社事務所移転に伴い発生する除却損を見積計上しております。 | | |
| | 有形固定資産 | 139,076千円 | |
| | 無形固定資産 | 6,740千円 | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

| 項目 | 期別 | 第26期 中間会計期間 | | | | | 摘要 |
|-----------------|----|------------------------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| | | 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 | | | | | |
| 1. 発行済株式に関する事項 | | 株式の種類 | 前事業年度 末株式数 | 当中間会計期 間増加株式数 | 当中間会計期 間減少株式数 | 当中間会計 期間末株式数 | |
| | | 普通株式(株) | 41,000 | - | - | 41,000 | |
| 2. 自己株式に関する事項 | | 該当事項はありません。 | | | | | |
| 3. 新株予約権等に関する事項 | | 該当事項はありません。 | | | | | |
| 4. 配当に関する事項 | | 該当事項はありません。 | | | | | |

(リース取引関係)

| 第26期 中間会計期間 | |
|------------------------------------|--------------|
| 自 平成22年4月 1日 | |
| 至 平成22年9月30日 | |
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 | |
| (1) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 | |
| 1年内 | 295,863 千円 |
| 1年超 | 788,875 千円 |
| 合計 | 1,084,738 千円 |

（金融商品関係）

第26期 中間会計期間

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

（追加情報）

当中間会計期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計 上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|-------------|-------------------|-------------|----|
| 1) 現金・預金 | 4,894,276 | 4,894,276 | - |
| 2) 未収運用受託報酬 | 542,112 | 542,112 | - |
| 3) 有価証券 | 417,576 | 417,571 | 5 |
| 4) 未払金 | (440,217) | (440,217) | - |
| 5) 未払費用 | (1,043,027) | (1,043,027) | - |

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）

1. 金融商品の時価の算定方法

（1）有価証券以外

上記のうち有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------------|-----------|---------|----------|------|
| 1) 現金・預金 | 4,894,276 | - | - | - |
| 2) 未収運用受託報酬 | 542,112 | - | - | - |
| 3) 有価証券 | 417,576 | - | - | - |
| 合計 | 5,853,964 | - | - | - |

（有価証券関係）

| 第26期 中間会計期間末 平成22年9月30日現在 | | | |
|------------------------------|------------|------------|--------|
| 満期保有目的債券 | | | 単位：千円 |
| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 国債 | 417,576 | 417,571 | 5 |
| その他有価証券 | | | 単位：千円 |
| 区分 | 取得原価 | 中間貸借対照表計上額 | 差額 |
| 投資信託受益証券 | 100,000 | 89,020 | 10,980 |

（デリバティブ取引関係）

| 第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 | |
|---|--|
| 当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 | |

（1株当たり情報）

| 第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 | |
|--|-------------|
| 1株当たり純資産額 | 146,900円59銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 733円10銭 |
| (注) | |
| 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載していません。 | |
| 2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。 | |
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 30,057,216円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 30,057,216円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 41,000株 |

(セグメント情報等)

第26期 中間会計期間
自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他営業収益 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 4,200,642 | 1,576,611 | 79,301 |

(2) 地域毎の情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高（千円） | 関連するセグメント名 |
|-------------------|-----------|------------|
| パインブリッジ新成長国債債券プラス | 1,201,475 | - |

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

（重要な後発事象に関する注記）

第26期 中間会計期間

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

1.（投資事業有限責任組合の無限責任組合員の地位の譲り受けに係る事項）

当社は、適格機関投資家等特例業務を開始するため、当社と同一の親会社を持つパインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社より、パインブリッジ・ジャパン・パートナーズ2投資事業有限責任組合の無限責任組合員の地位及び出資持分の全てを譲り受けることを、平成22年11月17日の取締役会において承認可決致し、平成22年11月29日付で、同投資事業組合の地位及び出資持分3口を70百万円で取得しました。

同投資事業組合は、プライベート・エクイティ投資事業を営み、平成22年5月31日現在の中間貸借対照表によれば、総資産額は3,454百万円、出資金合計は3,354百万円であります。

取得後の持分比率は0.37%であります。なお、業務執行の決定権限を有する無限責任組合員は当社のみとなっております。

2.（海外子会社株式取得に係る事項）

当社は、インド国内投資家向けにパインブリッジ・インベストメンツ・グループ各社が運用する商品とその販路を拡大するため、AIG Capital India Private Limitedの株式を取得することを、平成22年10月13日の取締役会において承認可決致し、1株を除く同社が発行する全株式を1億5千万インドルピーで取得する予定であります。同社は資産運用を主事業としており、平成22年3月31日現在の総資産額は2億4千万インドルピー（4億6千万円）、純資産額は2億2千万インドルピー（4億2千万円）であります。

なお、株式取得に要する資金は、当社の余剰資金から拠出されます。

（ ）内の金額は、9月末時点の為替レートで換算した金額であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- 1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- 2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- 3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4)5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- 4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5) 前記3)4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

名称及び資本金の額（平成23年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

名称及び資本金の額（平成23年3月末日現在）

株式会社広島銀行 54,573百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要（平成23年3月末日現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、

明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%

業務の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、ファンドの形態および委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
2. 請求目論見書には信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、「運用状況」については、データを更新して記載することがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - (1) 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - (2) 投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元金が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - (3) 証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - (4) 当ファンドはわが国の株式を主要投資対象とする旨、ならびに組入株式の価格下落や当該株式の発行者の経営・財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - (5) 商品内容の重大な変更を行う場合には、事前に受益者の意向を確認する旨
 - (6) 信託財産は受託会社において分別管理されている旨
 - (7) 購入に際しては交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨
 - (8) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンドの平成22年9月11日から平成23年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンドの平成23年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月27日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はパインブリッジ・ジャパン・パートナーズ2投資事業有限責任組合の無限責任組合員の地位及び出資持分を取得した。また、会社はAIG Capital India Private Limited の株式を取得し、子会社化することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月2日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンドの平成22年3月11日から平成22年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ/ひろぎん日本株式CSRファンドの平成22年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。